

長柄町地域防災計画

【資料集】

目 次

1	長柄町防災会議条例	1
2	長柄町防災会議委員名簿	2
3	長柄町災害対策本部条例	3
5	長柄町自主防災組織設置助成要綱	4
6	長柄町被災者生活再建支援事業実施要綱	5
7	長柄町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実施要綱	8
8	防災関係機関連絡先一覧	9
9	千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例	11
1 0	気象警報等の発表基準	15
1 1	被害の認定基準	16
1 2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	20
1 3	災害協定一覧	25
1 4	ヘリコプター臨時離発着場適地一覧	28
1 5	緊急輸送道路分布図	29
1 6	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	30
1 7	備蓄倉庫・備蓄品一覧	31
1 8	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧	33
1 9	山地災害危険地区一覧	39
2 0	浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧	40

1 長柄町防災会議条例

1 長柄町防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、長柄町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)長柄町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2)町長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3)前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4)前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1)千葉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 5人以内
 - (2)千葉県警察官のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (3)指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 4人以内
 - (4)指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 4人以内
 - (5)町長がその部内の職員のうちから指名する職にある者 7人以内
 - (6)教育長の職にある者
 - (7)長生郡市広域市町村圏組合消防長及び消防団長の職にある者 2人以内
 - (8)自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 5人以内
 - (9)その他必要と認める関係機関の職員のうちから町長が任命する者 3人以内（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成14年3月20日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月4日条例第13号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 長柄町防災会議委員名簿

2 長柄町防災会議委員名簿

(令和5年3月27日現在)

番号	区分	区分内容	職 名	所在地
1	会 長		長柄町長	長柄町桜谷 712
2	1 号委員	千葉県知事の部内の職員	長生地域振興事務所長	茂原市茂原 1102-1
3	〃	〃	長生土木事務所長	〃
4	〃	〃	長生農業事務所長	〃
5	〃	〃	長生健康福祉センター長	〃
6	2 号委員	千葉県警察官	千葉県茂原警察署長	茂原市早野新田 7
7	3 号委員	指定地方行政機関の職員	関東農政局千葉県拠点 地方参事官	千葉市中央区本千葉町 10-18
8	〃	〃	銚子地方気象台長	銚子市川口町 2-6431 銚子港湾合同庁舎 3 階
9	4 号委員	指定公共機関又は指定 地方公共機関の職員	東京電力パワーグリッド (株) 茂原事務所長	茂原市八千代 2-3-1
10	〃	〃	東日本電信電話 (株) 執行役員千葉事業部長	千葉市美浜区中瀬 1-3 幕張テクノガーデンビル D 棟 13 階
11	5 号委員	部内の職員	長柄町総務課長	長柄町桜谷 712
12	〃	〃	長柄町企画財政課長	〃
13	〃	〃	長柄町産業振興課	〃
14	〃	〃	長柄町建設環境課長	〃
15	〃	〃	長柄町健康福祉課長	〃
16	〃	〃	長柄町学校教育課長	〃
17	〃	〃	長柄町会計課長	〃
18	6 号委員	教育長の職	長柄町教育長	〃
19	7 号委員	消防長及び消防団長の職	長生郡市広域市町村圏組合 消防本部消防長	茂原市茂原 598
20	〃	〃	長生郡市広域市町村圏組合 消防第 8 支団長	長柄町千代丸 92-1
21	9 号委員	その他関係職員	長生郡市広域市町村圏組合 水道部長	茂原市高師 395-2
22	〃	〃	長生農業協同組合 日吉支所長	—
23	〃	〃	陸上自衛隊高射学校高射教導隊 第 2 高射中隊長	千葉市若葉区若松町 902

3 長柄町災害対策本部条例

3 長柄町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき長柄町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月20日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月13日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

5 長柄町自主防災組織設置助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織の設置に対して助成をすることにより、自主防災組織の育成及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは地域の防災活動を行うため、原則として自治会を単位として町民により自主的に組織された団体をいう。

(設置助成)

第3条 町長は、自主防災組織が設置され、当該自主防災組織に対し助成することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において誘導旗、腕章、救助工具箱セットその他自主防災組織に必要な資機材(以下これらを「防災用資機材」という。)を譲渡し、又は貸与することにより助成を行う。

(申請手続)

第4条 この要綱による助成を受けようとするものは、自主防災組織設置助成申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(審査及び決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、自主防災組織設置助成決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知する。

(管理義務)

第6条 前条の規定により譲渡又は貸与の決定を受けた自主防災組織は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 保管責任者を定め、譲渡又は貸与を受けた防災用資機材を常に良好な状態で使用できるよう管理に努めること。
- 3 譲渡又は貸与を受けた防災用資機材は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は防災訓練に使用する場合以外は使用しないこと。

(届出)

第7条 自主防災組織の代表者は、自主防災組織の名称及び役員を変更するとき、又は組織を解散するときは、町長に届け出なければならない。

(防災用資機材の返還)

第8条 町長は、自主防災組織が解散したときは、貸与した防災用資機材を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

別記

第1号様式 <略>

第2号様式 <略>

6 長柄町被災者生活再建支援事業実施要綱

(目的)

第1条 自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）による支援が受けられない世帯（以下「被災世帯」という。）に、この要綱に基づき長柄町被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する「住家」をいう。

(2) 被害 住宅に発生した被害のうち、次に掲げるものをいう。

イ 全壊 住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住宅全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。

ロ 半壊 住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。

(3) 基礎支援金 住宅の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊等解体）に応じて交付する支援金をいう。

(4) 加算支援金 住宅の再建方法（建設・購入、補修、賃借）に応じて、基礎支援金に加算して交付する支援金をいう。

(交付対象となる災害)

第3条 支援金の交付の対象となる災害は、がけ崩れ、地すべり、土石流、同一の河川水系の氾らん・洪水、竜巻等の自然災害により、連たんする複数の市町村（県外市町村も含む。）において住宅の被害が発生した場合等で、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に基づき、千葉県知事が支援の対象とすることを決定した自然災害とする。

(交付の対象となる被災世帯等)

第4条 支援金の交付の対象となる被災世帯等は、別表1に掲げるとおりとする。なお、支援対象の災害が発生した際に、長柄町内に居住していた世帯とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに別表2に掲げる書類を添えて、長柄町被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）を長柄町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 長柄町長は、前条の申請が適正であると認めたときは、支援金の交付を決定し、長柄町被災者生活再建支援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 長柄町長は、前条の申請を却下することを決定したときは、長柄町被災者生活再建支援金交付却下決定通知書（様式第3号）を申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第7条 長柄町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

6 長柄町被災者生活再建支援事業実施要綱

イ 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき

ロ その他支援金の支給の決定の内容若しくはこれにつけた条件に違反したとき

2 長柄町長は、前項により、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、長柄町被災者生活再建支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

（支援金の返還）

第8条 前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに支援金が支給されているときは、長柄町被災者生活再建支援金返還請求書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

交付の対象となる被災世帯	支援金の対象となる被災世帯は、次のとおりとする。 ただし、一つの世帯が重複して、次に掲げる1から3の支援対象になることはできないものとする。 また、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条の規定による被災者生活再建支援金の交付を受けた被災世帯については、支援対象としない。 - この要綱が適用されることとなった自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯） - この要綱が適用されることとなった自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯） - この要綱が適用されることとなった自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（半壊等解体世帯）																														
一世帯あたりの支援の金額	一世帯あたりの支援の金額は、下表に掲げるとおりとする。 （単位：万円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災世帯</th><th>基礎支援金</th><th colspan="2">加算支援金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊世帯</td><td rowspan="3">100</td><td>建設・購入</td><td>200</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>100</td></tr> <tr> <td>賃借</td><td>50</td></tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊世帯</td><td rowspan="3">50</td><td>建設・購入</td><td>200</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>100</td></tr> <tr> <td>賃借</td><td>50</td></tr> <tr> <td rowspan="3">半壊等解体世帯</td><td rowspan="3">100</td><td>建設・購入</td><td>200</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>100</td></tr> <tr> <td>賃借</td><td>50</td></tr> </tbody> </table> 自然災害の発生時においてその属する者の数が1である被災世帯については、上限金額の4分の3の金額とする。			被災世帯	基礎支援金	加算支援金		全壊世帯	100	建設・購入	200	補修	100	賃借	50	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	補修	100	賃借	50	半壊等解体世帯	100	建設・購入	200	補修	100	賃借	50
被災世帯	基礎支援金	加算支援金																													
全壊世帯	100	建設・購入	200																												
		補修	100																												
		賃借	50																												
大規模半壊世帯	50	建設・購入	200																												
		補修	100																												
		賃借	50																												
半壊等解体世帯	100	建設・購入	200																												
		補修	100																												
		賃借	50																												

6 長柄町被災者生活再建支援事業実施要綱

別表2（第5条関係）

申請期間	第2条に定める災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。 ただし、県実施要綱第9条第2項の規定により、延長の決定がされた際には、支援金の申請期間を延長することができる。
添付書類	1 住民票(被災世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できるもの) 2 長柄町の発行するり災証明書 3 預金通帳の写し(銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主本人の名義の記載があるもの) 4 加算支援金の申請を行う場合にあつては、住宅を建設、購入、補修又は賃借することが確認できる契約書等の写し 5 半壊等解体世帯が申請を行う場合においては、住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書 6 その他長柄町が必要と認める書類

別記

第1号様式 <略>

第2号様式 <略>

第3号様式 <略>

第4号様式 <略>

第5号様式 <略>

7 長柄町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が実施する災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施要件)

第2条 町長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する箇所について事業を実施するものとする。

- (1) 傾斜度が30度以上ある急傾斜面
- (2) 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第3条若しくは第5条に規定する措置の適用が指定され、又は指定されることが確実である災害をいう。）に伴い崩壊等が発生し、これを放置した場合は、人家2戸以上に倒壊等の著しい被害を及ぼすと認められる箇所
- (3) 急傾斜地の直高が5メートル以上の箇所
- (4) 事業費が600万円以上であるもの
- (5) 事業用地を無償提供すること
- (6) 工事に伴う移転補償がないこと
- (7) 事業に係る地権者、受益者その他すべての事業関係人（以下「事業関係人」という。）の同意を確認して、要望書（様式第1号）を提出すること
- (8) 長柄町地域防災計画に危険箇所として記載されているもの又は記載されることが確実なもの
- (9) 砂防指定地域、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安施設予定地区等他法令の指定区域又は指定予定区域でないこと
- (10) 上記の要件を全て満たし、国が事業を採択すること

(事業関係人の代表者)

第3条 事業の実施を要望する者は、事業関係人の中から代表者（以下「代表者」という。）を選出し、要望書（様式第1号）により町長に届け出るものとする。

2 事業において、代表者が事業関係人の取りまとめの責めを負うものとする。

(分担金)

第4条 事業の実施により受益を受ける者は、長柄町農地及び農林業用施設整備事業分担金徴収条例（平成14年長柄町条例第16号）の林地崩壊防止事業の例により、分担金を納入しなければならない。

2 納入期限までに分担金が納入されないときは、事業を実施しないものとする。

(事業用地)

第5条 事業により設置された構造物及びこれを管理するために必要な土地の所有者は、当該土地を町に無償提供するものとし、土地使用貸借契約書（施設用地）（様式第2号）及び土地使用貸借契約書（施工ヤード）（様式第3号）を町と締結しなければならない。

2 前項の土地は、事業関係人の責任において確保するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式 <略>

第2号様式 <略>

8 防災関係機関連絡先一覧

8 防災関係機関連絡先一覧

1. 事務組合

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
千葉県市町村総合事務組合	260-0013	千葉市中央区中央 4-17-8	043-227-6186
長生郡市広域市町村圏組合 消防本部	297-0026	茂原市茂原 598	0475-24-0119
長生郡市広域市町村圏組合 水道部	297-0029	茂原市高師 395-2	0475-23-9481
長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課	297-0035	茂原市下永吉 2101	0475-23-4944
長生郡市広域市町村圏組合 長南聖苑	297-0141	長南町報恩時 579	0475-46-3525

2. 県・警察

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
千葉県庁 (防災対策課)	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2175
長生地域振興事務所	297-8533	茂原市茂原 1102-1	0475-22-1711
長生保健所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475-22-5167
長生農業事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475-25-1141
長生土木事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475-24-4521
北部林業事務所	289-1321	山武市富田 1177-7	0475-82-3121
茂原警察署	297-0031	茂原市早野新田 7	0475-22-0110

3. 指定地方行政機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
関東管区警察局 千葉県情報通信部	260-0854	千葉市中央区長洲 1-9-1	043-201-0110
関東財務局 千葉財務事務所	260-8607	千葉市中央区椿森 5-6-1	043-251-7212
関東信越厚生局 千葉労働局	260-8612	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-4312
関東農政局 千葉県拠点	260-0014	千葉市中央区本千葉町 10-18	043-224-5611
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	263-0034	千葉市稲毛区 1-7-20	043-242-4656
関東経済産業局	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0213
関東東北産業部保安監督部	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0433
関東運輸局 千葉運輸支局	261-0002	千葉市美浜区新港 198	043-242-7336
東京航空局 成田空港事務所	286-0104	成田市古込 133	0476-32-0912
東京管区気象台 銚子地方気象台	288-0001	銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705
関東地方環境事務所	330-9720	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-0516
北関東防衛局	330-9721	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1811
関東総合通信局	102-8795	千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1790
千葉労働局 茂原公共職業安定所	297-0078	茂原市高師台 1-5-1	0475-25-8609
関東地方整備局	330-9724	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1333
国土地理院 関東地方測量部	102-0074	千代田区九段南 1-1-15	03-5213-2054

4. 指定公共機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
東日本電信電話(株)千葉事業部	261-0023	千葉市美浜区中瀬 1-6	043-211-8652
(株)NTTドコモ 千葉支店	260-8540	千葉市中央区新町 1000	043-301-0500
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)	100-0004	千代田区大手町 2-3-5	0570-03-9909
日本赤十字社 千葉県支部	260-8610	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	260-8610	千葉市中央区千葉港 5-1	043-203-0597
成田国際空港(株)	282-8601	成田市古込字古込 1-1	0476-34-4652
東日本高速道路(株)市原管理事務所	290-0031	市原市村上 815	0436-21-0091
東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社	260-8635	千葉市中央区富士見 2-9-5	050-3181-2975
KDDI(株)千倉技術保守センター	295-0004	南房総市千倉町瀬戸 2980-15	0470-44-4000
日本郵便(株)長柄郵便局	297-0233	長柄町六地藏 33-1	0475-35-2504
日本郵便(株)水上郵便局	297-0299	長柄町刑部 753	0475-35-2505

8 防災関係機関連絡先一覧

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
日本郵便(株) 茂原郵便局	297-8799	茂原市茂原 248	0570-943-192
ソフトバンク(株)	105-7317	港区東新橋 1-9-1	03-6889-6601
関東福山通運(株) 茂原支店	299-4334	長生村藪塚 1027-7	0475-32-1155
佐川急便(株) 茂原営業所	297-0074	茂原市小林 2328-3	0570-01-0791
ヤマト運輸(株) 茂原センター	297-0012	茂原市六ツ野 3710	0570-200-000
西農運輸(株) 木更津支店	299-0212	袖ヶ浦市三箇 972-1	0438-75-5581

5. 指定地方公共機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
大多喜ガス(株)	297-8567	茂原市茂原 661	0475-24-8157
(一社)千葉県LPガス協会	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-1725
(公社)千葉県医師会	260-0026	千葉市中央区千葉港 4-1	043-242-4271
(一社)千葉県歯科医師会	261-0002	千葉市美浜区新港 32-17	043-241-6471
(一社)千葉県薬剤師会	260-0025	千葉市中央区問屋町 9-2	043-242-3801
(公社)千葉県看護協会	261-0002	千葉市美浜区新港 249-4	043-245-1744
千葉テレビ放送(株)	260-0001	千葉市中央区都町 1-1-25	043-231-3100
(株)ニッポン放送	100-0006	千代田区有楽町 1-9-3	03-3287-1111
(株)ベイエフエム	261-7127	千葉市美浜区中瀬 2-6-1	043-351-7878
(一社)千葉県バス協会	261-0855	千葉市中央区市場町 7-9	043-246-8151
(一社)千葉県トラック協会 長夷支部	299-5225	勝浦市墨名 601-65	0470-73-5033

6. 公共的団体

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
(福)長柄町社会福祉協議会	297-0218	長柄町桜谷 712	0475-30-7200
長柄町商工会	297-0218	長柄町佐倉谷 687	0475-35-3450
長生農業協同組合 日吉支所	297-0214	長柄町長富 78-6	0475-35-2005
千葉県森林組合 長生事務所	297-0026	茂原市茂原 1041-1	0475-24-3546
長生郡市管工事協同組合	297-0035	茂原市下永吉 2026-1	0475-24-9900
(一社)千葉県建設業協会 長生支部	297-0078	茂原市高師台 1-1-2	0475-25-0333
(一社)茂原市長生郡医師会	297-0024	茂原市八千代 1-5-4	0475-24-3285
(一社)茂原市長生郡歯科医師会	297-0074	茂原市小林 3707-15	0475-26-5211
(一社)外房薬剤師会	297-0029	茂原市高師 189-7	0475-47-2581
(一社)千葉県タクシー協会	260-0855	千葉市中央区市場町 7-9	043-307-7002
(一社)千葉県電業協会	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-7381
千葉県石油商業協同組合	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-5225

9 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）

第2条に規定する災害（以下「自然災害」という。）により死亡した千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）第3条第1項第10号に掲げる事務を共同処理する団体（以下「共同処理団体」という。）の住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた共同処理団体の住民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた共同処理団体の世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて規定するものとする。

(災害弔慰金の支給)

第2条 組合は、次の各号に掲げる災害により死亡した者（当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。）の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(1) 法に基づく政令（以下「政令」という。）第1条の災害

(2) 前号に規定する災害以外の自然災害

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。以下同じ。）、子、父母、孫及び祖父母で災害により死亡した者の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していた者

(2) 配偶者、子、父母、孫及び祖父母で前号に該当しない者

(3) 全2号に掲げる遺族のいずれもが存しない場合にあっては、兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

2 前項に掲げる者が災害弔慰金を受ける順位は、前項各号の順位により、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前項の規定により難いときは、前項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうちで組合長が適当と認める者を第1順位者として災害弔慰金を支給することができる。

4 災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合には、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第4条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(災害による死亡の推定)

第5条 自然災害の際現にその場にいられた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 組合は、第2条に規定する災害により共同処理団体の住民（当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。）が負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）

9 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

に対し、災害障害見舞金を支給する。

(災害障害見舞金の額)

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(支給の制限)

第8条 災害弔慰金及び災害障害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡又は当該障害者の負傷若しくは疾病が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条及び第2条の3に規定する事由に該当する場合
- (3) 災害に際し、市町村の長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市町村の長が支給を不適当と認めた場合

(認定等)

第9条 共同処理団体の長は、調査により判明した事実に基づき、第2条に規定する災害による死亡が発生したと思料するに至った場合又は第6条に規定する障害者に該当すると思料するに至った場合は、速やかにその旨を組合長に報告しなければならない。

2 組合長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその死亡又は障害が第2条又は第6条に規定する災害によるものであるかどうか及び前条の規定の適用について認定しなければならない。

3 組合長は、第2条に規定する災害による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡等であるか否かの判定が困難な場合には、専門的見地から自然災害との相当因果関係等を審査するため、千葉県市町村総合事務組合災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞くものとする。

(審査会)

第10条 組合に審査会を設置する。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他組合長が適当と認める者のうちから組合長が委嘱する。

4 委員の任期は、委嘱の日から4年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会に会長を置く。

6 会長は、組合長が指名する委員をもって充てる。

7 会長は、審査会を代表し、会務を統括する。

8 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

9 審査会は、必要があると認める場合には、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

10 審査会は、必要があると認める場合には、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

11 前項の場合において、共同処理団体が資料の提出、意見の開陳を求められたときは、速やかに資料を提出し、また意見を開陳し、その他必要な協力を求められたときは、これに協力しなければならない。

12 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

13 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(災害援護資金の貸付け)

第11条 組合は、千葉県内において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われた場合において、当該同一の自然災害により被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、第1号及び第2号に掲げる被害にあっては同一の世帯に属する者が1人

9 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

であるときは 220 万円、2 人であるときは 430 万円、3 人であるときは 620 万円、4 人であるときは 730 万円、5 人以上であるときは 690 万円にその世帯に属する者のうち 4 人を除いた者 1 人につき 30 万円を加算した額、第 3 号に掲げる被害にあつては 1,270 万円に満たないものの住民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

(1) 療養に要する期間が 1 月以上である世帯主の負傷

(2) 住民又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（次号に掲げる場合を除く。）

(3) 住居の滅失

(災害援護資金の限度額等)

第 12 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 世帯主の負傷の場合 150 万円

ロ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）があつた場合 250 万円

ハ 住居が半壊した場合 270 万円

ニ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があつた場合 150 万円

ロ 住居が半壊した場合 170 万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250 万円

ニ 住居の全体が滅失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 1 災害について、前項の被害の 2 以上の事由に該当する場合における貸付限度額は、その該当する被害に対応する貸付限度額のうち、いずれか高い額とする。

3 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（政令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

(保証人及び利息)

第 13 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は前条に規定する据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第 16 条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 14 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況の報告等については、法第 16 条の規定によるものとする。

(一時償還)

第 15 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、第 12 条の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付

9 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第 16 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元金につき、年 5 パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第 17 条 組合長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第 12 条の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 14 条第 3 項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還の免除)

第 18 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 14 条第 3 項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

(補則)

第 19 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

<中略>

附 則 (令和元年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

10 気象警報等の発表基準

10 気象警報等の発表基準

発表官署：銚子地方気象台

(令和4年11月24日現在)

府県予報区：千葉県		一時細分区域：北東部	市町村等をまとめた地域：山武・長生
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準
		(土砂災害)	18
	洪水	流域雨量指数基準	140
		複合基準※	一宮川流域＝8.6
	暴風	一宮川流域＝	(9, 7.7)
	暴風雪	平均風速	20m/s
注意報	大雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雨	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
		表面雨量指数基準	12
	洪水	流域雨量指数基準	99
		複合基準※	一宮川流域＝6.8
		指定河川洪水予報による基準	一宮川流域＝ (9, 5.4)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	低温	夏期（最低気温）：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬期（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下	
	霜（最低気温）	晩霜期に最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

1 1 被害の認定基準

1 1 被害の認定基準

千葉県危機管理情報共有要綱運用の手引き（抜粋）

区分	被害項目	認定基準	備考
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 （※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。）	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めがたい場合は、軽傷者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に 1 棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各 1 棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は 1 棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状	

1 1 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	全壊	況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的は、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもとする。	
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部損壊」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。

1 1 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。
非住家被害	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。	
	罹災世帯	1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
道路被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	がけくずれ		
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
その他被害	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。

1 1 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。
その他被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各 1 箇所として被害に計上する。
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック 石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	田の流失 埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	
	畑の流失 埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	畑の冠水		
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
活動 体制	庁内各部局 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後 30 分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しがない場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。

(注) 「一部破損」については「一部損壊」と表記している。

1 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

1 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

(令和4年4月)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のアエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

12 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

救助の種類	対象	費用の限度額		期間	備考				
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準 じる。 2 基本額 地域の実情に応じた 額		災害発生の日か ら速やかに借上 げ、提供	1 費用は、家賃、共益 費、敷金、礼金、仲介手 数料、火災保険等、民間 賃貸住宅の貸主、仲介業 者との契約に不可欠なも のとして、地域の実情に 応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設 住宅と同様。				
炊き出しその 他による食品 の給与	1 避難所に収 容された者 2 住家に被害 を受け、若し くは災害によ り現に炊事の できない者	1人1日当たり1,180円以 内		災害発生の日か ら7日以内	食品給与のための総経費を 延給食日数で除した金額が 限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得 ることができな い者(飲料水及 び炊事のための 水であること。)	当該地域における通常の 実費		災害発生の日か ら7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具そ の他生活必需 品の給与又は 貸与	全半壊(焼)、 流失、床上浸水 等により、生活 上必要な被服、 寝具、その他生 活必需品の喪 失、若しくは毀 損等により使用 することができ ず、直ちに日常 生活を営むこと が困難な者	1 夏季(4月～9 月)、冬季(10月～ 3月)の季別は災害 発生の日をもって決 定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日か ら10日以内	1 備蓄物資の価格は年度 当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
			冬	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
冬	9,900円		12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円		
医療	医療の途を失っ た者(応急的処 置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の 実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬 の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は、別途計 上				
助産	災害発生の日以 前又は以後7日 以内に分べんし た者であって災 害のため助産の 途を失った者 (出産のみなら ず、死産及び流 産を含み現に助 産を要する状態 にある者)	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料 等の実費 2 助産師による場合 は、慣行料金の100分の 80以内の額		分べんした日か ら7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上				

12 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損害により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては6ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）213,800円以内 小人（12歳未満）170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	洗浄、消毒等 1 体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

１２ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った１世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第１項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第２項）	被災者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバスに乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第３条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第１項に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

12 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7に掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、都道府県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1 3 災害協定一覧

1 3 災害協定一覧

(令5年1月)

区分	協定の名称	協定先	応援協力項目	締結年月日
相互応援	災害時における千葉県内各市町村間の相互応援に関する協定	千葉県と56市町村	県を調整役として県内全市町村が相互の応急・復旧協力	平成8年2月23日
	災害時における相互応援に関する協定	神奈川県足柄上郡山北町	応急対策等の相互応援	令和4年5月26日
情報伝達	千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書	千葉県	県防災無線局、防災情報システム等の設置及び管理運用	平成20年3月31日
	災害時における災害情報の緊急放送に関する協定書	市原FM放送(株)	災害情報の提供、放送	平成21年2月19日
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	情報連絡員を本町に派遣、災害情報等を収集し関東地方整備局へ報告	平成23年2月14日
避難活動	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	千葉市	災害時における避難場所及び避難所の施設利用	平成24年4月1日
	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	皿木自治会	災害時における避難場所及び避難所の施設利用	平成24年4月1日
	災害時における井戸水・湧水の供給協力に関する協定書	町内9か所	災害時における飲料水の給水協力	平成24年10月12日
電力・燃料供給等	災害時における緊急対応生活物資等の協力に関する協定書	(公社)千葉県LPガス協会長夷支部	緊急生活物資の供給(プロパンガス及び機器)	平成20年4月1日
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)木更津支店	大規模停電等の復旧活動	令和2年7月1日
	災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定	千葉トヨタ自動車(株)、千葉トヨペット(株)、トヨタカローラ千葉(株)、ネッツトヨタ千葉(株)、ネッツトヨタ東都(株)、(株)トヨタレンタリース千葉、(株)トヨタレンタリース新千葉及びトヨタモビリティパーツ(株)千葉支社	外部給電可能車両等の貸与	令和3年6月2日
	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	日吉SS	石油類燃料の供給	令和4年6月13日
物資供給・輸送	災害時における飲料の供給協力に関する協定書	ジャパンフーズ(株)	飲料水の供給	平成18年5月1日(以後毎年4月1日更新)
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	緊急対応可能な物資の供給	平成21年7月21日
	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	(株)アクティオ	レンタル機材の供給	平成21年8月4日

13 災害協定一覧

区分	協定の名称	協定先	応援協力項目	締結年月日
	災害用飲料水等の供給協力に関する協定書	利根コカコーラボトリング(株)茂原支店	自販機内の飲料水及び備蓄飲料水の無償提供	平成 22 年 4 月 21 日
	災害時における物資供給に関する協定	(株)ナフコ	物資の供給	令和 3 年 6 月 16 日
	災害時における飲料の供給協力に関する協定	ジャパンフーズ(株)	飲料の供給	令和 4 年 4 月 1 日
	災害時における飲料水等の供給に関する協定	斎田電気産業(株)	飲料水及びウォーターサーバーの供給	令和 4 年 6 月 1 日
	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)	物資集積拠点の設置、物資の受入れ・配送等	令和 4 年 6 月 22 日
医療救護	災害時の医療活動に関する協定書	(一社)茂原市長生郡医師会	医療救護班の派遣による医療救護活動	平成 2 年 10 月 1 日
	医療救護に係る報償費等に関する覚書	(一社)茂原市長生郡医師会	医療救護班の派遣による医療救護活動で定める費用弁償	平成 2 年 10 月 1 日 平成 9 年 10 月 1 日 (変更)
	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定	長生郡市広域市町村圏組合公立長生病院	医療救護活動	平成 29 年 4 月 1 日
	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定	(医)SHIODA 塩田記念病院	医療救護活動	令和 2 年 4 月 1 日
	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定	(医)正朋会 穴倉病院	医療救護活動	令和 3 年 4 月 1 日
保健衛生	被災者支援に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合	被災者への理容ボランティア	平成 30 年 11 月 2 日
	災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定	(一社)千葉県ペストコントロール協会	防疫活動	令和 2 年 8 月 1 日
その他	災害時における水上郵便局・長柄町役場間の協力に関する覚書	水上郵便局	避難場所、物資集積場所の提供等	平成 9 年 10 月 1 日
	災害時における家屋被害想定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	境界の復元や建物が倒壊した場合の登記申請に関する相談及び罹災証明発行の補助	平成 23 年 4 月 1 日
	長生郡市広域防災対策協議会設置に関する協議書	長生郡市各自治体	長生郡市広域災害対応計画の策定のための長生郡市広域防災対策協議会の設置	平成 24 年 1 月 31 日
	長柄町と茂原郵便局及び長柄町内郵便局との包括連携協定書	茂原郵便局、長柄郵便局、水上郵便局	災害時の相互協力、高齢者等の見守り活動、地域安全、子ども 110 番及び道路の損壊や廃棄物の不法投棄に関する情報提供	平成 29 年 7 月 21 日
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	地図製品等の供給及び防災・減災に寄与する地図の作成	令和 2 年 11 月 30 日

13 災害協定一覧

区分	協定の名称	協定先	応援協力項目	締結年月日
	災害時における支援協力に関する協定書	千葉県行政書士会	会員の派遣及び被災者支援を目的とした相談窓口の開設・運営	令和3年6月10日
	災害時における避難所等施設利用に関する協定	千葉県千葉市	避難場所及び避難所としての千葉市少年自然の家の利用	令和3年8月20日
	長柄町災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定	(福)長柄町福祉協議会	長柄町災害ボランティアセンターの設置運営	令和3年9月1日
	災害時における災害復旧対策等業務に関する協定	(公社)千葉県測量設計業協会	管理道路、河川、その他の公共施設の機能確保及び復旧	令和4年2月14日

1 4 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧

1 4 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧

(令和5年1月)

No.	名 称	所在地	施設管理者	広さ		最寄消防署 からの距離	指定避難所等 との競合あり
				幅×長さ (m)	区分		
1	日吉小学校	長富 101	長柄町	100×50	中	3,500m	○

1 6 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

1 6 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(令和5年1月)

番号	名 称	所在地 (電話番号)	収容力	緊急避難場所			避難所	備考
				地震	洪水	土砂災害		
1	福祉センター	桜谷 712 (30-7200)	433 人 715 m ²	●	●	▲	●	福祉避難所兼用
2	公民館	桜谷 690 (35-3242)	606 人 1,000 m ²	●	●	●	●	
3	町民体育館 1 号館	鵜谷 870	400 人 660 m ²	●	×	●	●	
	町民体育館 2 号館	鵜谷 879-3	350 人 623 m ²	●	×	●	●	
4	長柄中学校	山根 1500 (35-3104)	1,438 人 2,373 m ²	●	●	●	●	
5	日吉小学校	長富 101 (35-2507)	936 人 1,546 m ²	●	●	●	●	
6	都市農村交流センター	山之郷 70-15 (35-0055)	400 人 962 m ²	●	●	●	●	
7	梅の木荘	刑部 5	100 人 336 m ²	●	●	●	●	
8	千葉市少年自然の家	針ヶ谷 1591-40 (35-1134)		●	●	●	●	
9	皿木青年館	皿木 171 (35-2939)		●	●	●	●	

(注)福祉センターは建物の一部が土砂災害警戒区域にかかるとため、大雨時の使用は注意が必要である。

17 備蓄倉庫・備蓄品一覧

17 備蓄倉庫・備蓄品一覧

(令和3年度)

1. 備蓄倉庫一覧

No.	施設名	所在地
1	町役場	桜谷 712
2	老人憩の家梅乃木荘	刑部 5
3	公民館	桜谷 690
4	長柄中学校	山根 1500
5	長柄町都市農村交流センター (ワクワクながら)	山之郷 70-15
6	皿木青年館	皿木 196
7	千葉市少年自然の家	針ヶ谷 1591-40

2. 主な備蓄品一覧

備蓄倉庫 主な備蓄品目	町役場 (日赤)	町役場 (保健センター)	梅の木荘	公民館脇	長柄 中学校	都市農村 交流センター	皿木 青年館	千葉市少年 自然の家
非常用ローソク (本)	120							
非常用排泄物処理パ ック (組織用) (箱)	10							
災害用毛布 (枚)	92							
ヘルメット (個)	10							
スーパーLED強力ラ イト (台)	10							
LEDヘッドライト (個)	10							
アレルギー対応ミルク (缶)	24							
使い捨て哺乳瓶と発熱 剤セット (セット)	20							
アルファ化米 (食)	2,300	1,100	1,000	1,250	1,700	1,250	800	1,000
インスタント味噌汁 (食)	500							
カロリーメイト (食)					120			120
災害用飲料水 (500ml) (本)	792		600	1,080	1,368	2,640	1,224	240
災害用飲料水 (1.5l) (本)		32	40	40	40	80	40	32
紙コップパン (食)	180							

17 備蓄倉庫・備蓄品一覧

備蓄倉庫 主な備蓄品目	町役場 (日赤)	町役場 (保健センター)	梅の木荘	公民館脇	長柄 中学校	都市農村 交流センター	皿木 青年館	千葉市少年 自然の家
スティックバウムクー ヘン (食)	100							
非常用飲料水袋 (枚)	1,120		200	300	200	200	200	200
生理用品 (枚)	430	430	884	430	452	454	454	24
不織布マスク								600
土のう袋 (枚)	200		200	200	200	200	400	200
ブルーシート (枚)		52	20	20	20			
防水シート						30	20	20
防災マット (枚)								40
ワンタッチパーテーシ ョン			30	30	22	30	30	30
簡易間仕切り暖ボール 畳 (組)	23	25			25			
災害用真空パック毛布			50	60	60	100	100	100
L E D 合図灯			10	10	10	10	10	10
軍手 (組)		144						

18 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

18 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

(令和4年6月29日)

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1	長柄町船木	船木1	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
2	長柄町船木	船木2	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
3	長柄町船木	船木5	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
4	長柄町長柄山	長柄山2	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
5	長柄町長柄山	長柄山6	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	なし
6	長柄町六地藏	六地藏1	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
7	長柄町六地藏	六地藏2	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
8	長柄町六地藏	六地藏3	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
9	長柄町山根	山根	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
10	長柄町山根	山根8	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
11	長柄町山根	山根11	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
12	長柄町桜谷	桜谷14	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
13	長柄町金谷	金谷2	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
14	長柄町刑部	刑部10	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
15	長柄町刑部	刑部13	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
16	長柄町田代	田代1	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
17	長柄町田代	田代3	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
18	長柄町大津倉	大津倉11	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
19	長柄町大津倉	大津倉14	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
20	長柄町大庭	大庭3	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
21	長柄町味庄	味庄1	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
22	長柄町味庄	味庄2	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第793号	千第795号
23	長柄町大津倉	大津倉15	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
24	長柄町大津倉	大津倉16	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
25	長柄町大津倉	大津倉17	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
26	長柄町大津倉	大津倉18	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
27	長柄町大津倉	大津倉19	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
28	長柄町高山	高山2	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
29	長柄町高山	高山3	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
30	長柄町高山	高山5	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
31	長柄町高山	高山6	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
32	長柄町高山	高山8	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
33	長柄町大庭	大庭4	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
34	長柄町大庭	大庭5	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
35	長柄町高山	高山4	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
36	長柄町田代	田代1	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
37	長柄町高山	高山16	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
38	長柄町高山	高山17	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
39	長柄町高山	高山18	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
40	長柄町高山	高山19	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
41	長柄町高山	高山20	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
42	長柄町高山	高山21	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
43	長柄町高山	高山22	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
44	長柄町高山	高山23	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
45	長柄町高山	高山24	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
46	長柄町高山	高山25	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
47	長柄町大津倉	大津倉20	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
48	長柄町大津倉	大津倉21	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号
49	長柄町大庭	大庭13	急傾斜地の崩壊	平成24年7月6日	千第480号	千第482号

18 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

番号	指定箇所	箇所名	自然現象 の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
50	長柄町大庭	大庭 14	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 7 月 6 日	千第 480 号	千第 482 号
51	長柄町大庭	大庭 15	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 7 月 6 日	千第 480 号	千第 482 号
52	長柄町高山	高山 27	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 7 月 6 日	千第 480 号	千第 482 号
53	長柄町田代	田代 5	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 7 月 6 日	千第 480 号	千第 482 号
54	長柄町刑部	刑部 11	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
55	長柄町刑部	刑部 12	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
56	長柄町刑部	刑部 16	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
57	長柄町刑部	刑部 21	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
58	長柄町刑部	刑部 22	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
59	長柄町刑部	刑部 23	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
60	長柄町刑部	刑部 25	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
61	長柄町刑部	刑部 30	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
62	長柄町刑部	刑部 31	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
63	長柄町刑部	刑部 32	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
64	長柄町刑部	刑部 33	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
65	長柄町刑部	刑部 34	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
66	長柄町刑部	刑部 35	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
67	長柄町刑部	刑部 36	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
68	長柄町金谷	大津倉 1	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
69	長柄町金谷	大津倉 2	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
70	長柄町金谷	大津倉 3	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
71	長柄町大津倉	大津倉 4	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
72	長柄町大津倉	大津倉 5	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
73	長柄町大津倉	大津倉 6	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
74	長柄町大津倉	大津倉 7	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
75	長柄町大津倉	大津倉 8	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
76	長柄町大津倉	大津倉 9	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
77	長柄町大津倉	大津倉 10	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
78	長柄町大津倉	大津倉 12	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
79	長柄町大津倉	大津倉 13	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
80	長柄町大津倉	大津倉 22	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
81	長柄町大津倉	大津倉 23	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
82	長柄町大津倉	大津倉 24	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
83	長柄町大津倉	大津倉 25	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
84	長柄町大津倉	大津倉 26	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
85	長柄町大津倉	大津倉 27	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
86	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 1	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
87	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 4	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
88	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 5	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
89	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 6	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
90	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 19	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
91	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 21	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
92	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 22	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
93	長柄町立鳥	立鳥 9	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
94	長柄町立鳥	立鳥 10	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
95	長柄町金谷	金谷 1	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
96	長柄町金谷	金谷 3	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
97	長柄町金谷	金谷 4	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
98	長柄町金谷、針ヶ谷	金谷 5	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
99	長柄町金谷	金谷 6	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
100	長柄町金谷	金谷 7	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
101	長柄町金谷	金谷 8	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号

18 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
102	長柄町金谷	金谷 9	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
103	長柄町金谷	金谷 10	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
104	長柄町金谷	金谷 11	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
105	長柄町田代	田代 2	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
106	長柄町田代	田代 4	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
107	長柄町田代	田代 7	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
108	長柄町田代	田代 8	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 5 月 7 日	千第 261 号	千第 264 号
109	長柄町鵷谷	鵷谷 4	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
110	長柄町鵷谷	鵷谷 6	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
111	長柄町鵷谷	鵷谷 7	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
112	長柄町鵷谷	鵷谷 8	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
113	長柄町鵷谷	鵷谷 9	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
114	長柄町鵷谷	鵷谷 10	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
115	長柄町鵷谷	鵷谷 12	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
116	長柄町鵷谷	鵷谷 13	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
117	長柄町鵷谷	鵷谷 20	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
118	長柄町鵷谷	鵷谷 21	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
119	長柄町鵷谷	鵷谷 22	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
120	長柄町鵷谷	鵷谷 24	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
121	長柄町鵷谷	鵷谷 25	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
122	長柄町鵷谷	鵷谷 26	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
123	長柄町鵷谷	鵷谷 27	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
124	長柄町鵷谷	鵷谷 28	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
125	長柄町鵷谷	鵷谷 29	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
126	長柄町鵷谷	鵷谷 30	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
127	長柄町鵷谷	鵷谷 31	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
128	長柄町鵷谷	鵷谷 32	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
129	長柄町鵷谷	鵷谷 33	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
130	長柄町鵷谷	鵷谷 34	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
131	長柄町鵷谷	鵷谷 35	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
132	長柄町鵷谷	鵷谷 36	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
133	長柄町鵷谷	鵷谷 37	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
134	長柄町鵷谷	鵷谷 38	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
135	長柄町鵷谷	鵷谷 39	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
136	長柄町鵷谷	鵷谷 40	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
137	長柄町鵷谷	鵷谷 41	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 12 月 27 日	千第 639 号	千第 640 号
138	長柄町長柄山	長柄山 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
139	長柄町長柄山	長柄山 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
140	長柄町長柄山	長柄山 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
141	長柄町長柄山	長柄山 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
142	長柄町長柄山	長柄山 7	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
143	長柄町長柄山	長柄山 8	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
144	長柄町長柄山	長柄山 9	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
145	長柄町長柄山	長柄山 10	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
146	長柄町長柄山	長柄山 11	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
147	長柄町長柄山	長柄山 12	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
148	長柄町長柄山	長柄山 13	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
149	長柄町山根	山根 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
150	長柄町山根	山根 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
151	長柄町山根	山根 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
152	長柄町山根	山根 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
153	長柄町山根	山根 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号

18 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
154	長柄町山根	山根 7	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
155	長柄町山根	山根 10	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
156	長柄町山根	山根 12	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
157	長柄町山根	山根 13	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
158	長柄町山根	山根 14	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
159	長柄町山根	山根 16	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
160	長柄町山根	山根 17	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
161	長柄町山根	山根 18	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
162	長柄町山根	山根 19	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
163	長柄町鵷谷	鵷谷 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
164	長柄町鵷谷	鵷谷 11	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
165	長柄町鵷谷	鵷谷 14	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
166	長柄町鵷谷	鵷谷 15	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
167	長柄町鵷谷	鵷谷 16	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
168	長柄町鵷谷	鵷谷 17	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
169	長柄町鵷谷	鵷谷 18	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
170	長柄町鵷谷	鵷谷 19	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
171	長柄町鵷谷	鵷谷 42	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
172	長柄町立鳥	立鳥 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
173	長柄町立鳥	立鳥 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
174	長柄町立鳥	立鳥 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
175	長柄町立鳥	立鳥 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
176	長柄町立鳥	立鳥 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
177	長柄町立鳥	立鳥 7	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
178	長柄町立鳥	立鳥 8	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
179	長柄町立鳥	立鳥 11	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
180	長柄町立鳥	立鳥 12	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
181	長柄町桜谷	桜谷 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
182	長柄町桜谷	桜谷 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
183	長柄町桜谷	桜谷 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
184	長柄町桜谷	桜谷 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
185	長柄町桜谷	桜谷 7	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
186	長柄町桜谷	桜谷 8	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
187	長柄町桜谷	桜谷 9	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
188	長柄町桜谷	桜谷 10	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
189	長柄町桜谷	桜谷 11	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
190	長柄町桜谷	桜谷 12	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
191	長柄町桜谷	桜谷 13	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
192	長柄町桜谷	桜谷 15	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
193	長柄町桜谷	桜谷 16	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
194	長柄町桜谷	桜谷 17	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
195	長柄町桜谷	桜谷 18	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
196	長柄町桜谷	桜谷 19	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
197	長柄町桜谷	桜谷 20	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
198	長柄町桜谷	桜谷 21	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 2

18 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

番号	指定箇所	箇所名	自然現象 の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
206	長柄町刑部	刑部 8	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
207	長柄町刑部	刑部 9	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
208	長柄町刑部	刑部 14	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
209	長柄町刑部	刑部 15	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
210	長柄町刑部	刑部 17	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
211	長柄町刑部	刑部 18	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
212	長柄町刑部	刑部 19	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
213	長柄町刑部	刑部 20	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
214	長柄町刑部	刑部 24	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
215	長柄町刑部	刑部 26	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
216	長柄町刑部	刑部 27	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
217	長柄町刑部	刑部 37	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
218	長柄町刑部	刑部 38	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
219	長柄町刑部	刑部 39	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
220	長柄町刑部	刑部 40	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
221	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 2	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
222	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 3	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
223	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 7	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
224	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 8	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
225	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 9	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
226	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 10	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
227	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 11	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
228	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 12	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
229	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 13	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
230	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 14	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
231	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 15	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
232	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 16	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
233	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 17	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
234	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 18	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
235	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 20	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
236	長柄町針ヶ谷	針ヶ谷 23	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
237	長柄町金谷	金谷 12	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
238	長柄町大津倉	大津倉 28	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
239	長柄町大津倉	大津倉 29	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
240	長柄町味庄	味庄 3	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
241	長柄町味庄	味庄 4	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
242	長柄町味庄	味庄 5	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
243	長柄町味庄	味庄 6	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
244	長柄町味庄	味庄 7	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
245	長柄町味庄	味庄 8	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
246	長柄町味庄	味庄 10	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
247	長柄町味庄	味庄 11	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
248	長柄町味庄	味庄 12	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
249	長柄町船木	船木 3	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
250	長柄町国府里	国府里 1	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
251	長柄町国府里	国府里 2	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
252	長柄町国府里	国府里 3	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
253	長柄町国府里	国府里 4	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
254	長柄町千代丸	千代丸 1	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
255	長柄町千代丸	千代丸 2	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
256	長柄町千代丸	千代丸 3	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号
257	長柄町千代丸	千代丸 4	急傾斜地の崩壊	令和2年3月31日	千第211号	千第222号

18 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

番号	指定箇所	箇所名	自然現象 の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
258	長柄町千代丸	千代丸 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
259	長柄町千代丸	千代丸 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
260	長柄町千代丸	千代丸 7	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
261	長柄町千代丸	千代丸 8	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
262	長柄町千代丸	千代丸 9	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
263	長柄町力丸	力丸 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
264	長柄町力丸	力丸 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
265	長柄町力丸	力丸 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
266	長柄町力丸	力丸 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
267	長柄町徳増	徳増 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
268	長柄町徳増	徳増 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
269	長柄町高山	高山 9	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
270	長柄町高山	高山 10	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
271	長柄町高山	高山 11	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
272	長柄町高山	高山 12	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
273	長柄町高山	高山 13	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
274	長柄町高山	高山 14	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
275	長柄町高山	高山 15	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
276	長柄町大庭	大庭 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
277	長柄町大庭	大庭 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
278	長柄町大庭	大庭 7	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
279	長柄町大庭	大庭 8	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
280	長柄町大庭	大庭 9	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
281	長柄町大庭	大庭 10	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
282	長柄町大庭	大庭 11	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
283	長柄町大庭	大庭 12	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
284	長柄町大庭	大庭 16	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
285	長柄町大庭	大庭 17	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
286	長柄町中野台	中野台 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
287	長柄町小榎本	小榎本 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
288	長柄町山之郷	山之郷 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 31 日	千第 211 号	千第 222 号
289	長柄町桜谷	桜谷 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 164 号	千第 168 号
290	長柄町桜谷	桜谷 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 164 号	千第 168 号
291	長柄町高山	高山 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 164 号	千第 168 号
292	長柄町大庭	大庭 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 164 号	千第 168 号
293	長柄町長柄山	長柄山沢	土石流	令和 3 年 3 月 19 日	千第 164 号	千第 168 号
294	長柄町大庭	四天工谷 1	土石流	令和 3 年 3 月 19 日	千第 164 号	千第 168 号
295	長柄町大庭	四天工谷 2	土石流	令和 3 年 3 月 19 日	千第 164 号	千第 168 号
296	長柄町田代	田代沢	土石流	令和 3 年 3 月 19 日	千第 164 号	千第 168 号
297	長柄町金谷	長柳沢	土石流	令和 3 年 3 月 19 日	千第 164 号	なし
298	長柄町立鳥	東谷	土石流	令和 3 年 3 月 19 日	千第 164 号	千第 168 号
299	長柄町山根	山根沢	土石流	令和 3 年 3 月 19 日	千第 164 号	千第 168 号

19 山地災害危険地区一覧

19 山地災害危険地区一覧

(令和3年3月31日)

種類	番号	大字	字
山腹崩壊危険地区	1	長柄山	下宿
〃	2	味庄寺	寺ノ谷
〃	3	山根	年行坂
〃	4	刑部	初崎
〃	5	針ヶ谷	八幡前
〃	6	大津倉	柳生
〃	7	山根	喜多谷
〃	8	味庄	鼠坂
〃	9	長柄山	馬込
〃	10	大庭	前泊り
〃	11	山ノ郷	七里野
〃	12	山ノ郷	矢指
〃	13	力丸	石上下

20 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧

20 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧

(令和4年7月)

No.	施設名称	住所	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域
1	聖光会病院	立鳥 745-1		●
2	介護老人保健施設 長柄ケアセンター	立鳥 597-2		●
3	特別養護老人ホーム ほしの郷	鵠谷 982	●	●
4	特別養護老人ホーム 長柄園	徳増 659-1	●	
5	デイサービス うたし苑	榎本 73-2	●	
6	ながらこども園	鵠谷 879-3	●	
7	塩田記念病院	国府里 550-1	●	
8	コミュニティ長柄	長柄山 741-10		●

長柄町地域防災計画

(令和 5 年 3 月修正)

発 行 長柄町防災会議
編 集 長柄町総務課
〒297-0298
千葉県長生郡長柄町桜谷 712
電話 0475-35-2111 (代表)
